

社会福祉法人三田市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

「平成8年6月1日」
「規程第2号」

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬を支払うものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(旅費)

第4条 協議会の役員等が、その職務を行うため市外に旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程による旅費の支給については、社会福祉法人三田市社会福祉協議会旅費規程を準用する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成 8 年 6 月 1 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行の際、すでに発せられた旅行命令若しくは旅行依頼に基づく旅費については、なお従前の例による。

付 則（平成 1 3 年 1 1 月 2 6 日）

この改正規程は、平成 1 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 8 年 3 月 1 0 日）

この改正規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 2 年 3 月 1 6 日）

この改正規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 3 年 8 月 4 日）

この改正規程は、平成 2 3 年 8 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 9 年 3 月 2 8 日）

- 1 この改正規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人三田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成 8 年 6 月 1 日施行）は廃止する。

別 表（社会福祉法人三田市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程第3条関係）

社会福祉法人三田市社会福祉協議会役員等報酬額表

役職名	区分	報酬額	備 考（支給方法等）
会 長	月 額	50,000円	毎月1日に金融機関振り込み ＊1日が休日の場合は翌営業日
副 会 長	月 額	35,000円	
理 事	月 額	5,000円	
監 事	月 額	10,000円	
評 議 員	日 額	3,000円	執務の都度、手渡し